

別表（第2条関係）

補助事業名	「銀の馬車道」商品開発支援事業
補助事業の目的	「銀の馬車道」ブランド力の向上を図るため、「銀の馬車道」ロゴマークや「銀の馬車道」・「銀馬車かぼちゃ」の文字を使用した「銀の馬車道商品」の開発に対し支援を行う。
補助事業の対象となる者	銀の馬車道沿線地域（姫路市、神河町、市川町、福崎町、朝来市）に製造所または、販売所がある民間事業者及び沿線地域の産品等を材料とした商品を開発する民間事業者
補助事業の対象となる経費	<p>「銀の馬車道」商品の開発のための試作品の製作費や、新商品のパッケージ等のデザインに係る費用、既存商品の改良を行うのに必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち会長が必要かつ適当と認めるもの。</p> <p>ただし、対象経費であっても以下に該当する場合は、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金の交付決定前に契約・発注・支払いされたもの</li> <li>・ 事業期間内に支払が完了していないもの （クレジットカード払いの引き落とし日も同様）</li> <li>・ 汎用性が高く、本事業の遂行に必要と特定できないものの購入費用</li> <li>・ 既存商品にも使用できる、又は商品量産に係る材料費</li> </ul>
補助率	定額
補助金の額	1事業者につき5万円以内 ただし、予算の範囲内とする
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 商品開発支援事業(変更)計画書(別紙1)、別途通知に定める書類
	(指定期日) 別途通知に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 1 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更 2 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 交付決定額に影響を及ぼさない範囲での変更
	(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別途通知に定める日
第9条第1項	(報告事項等) 別途通知
第11条	(添付書類) 商品開発支援事業実績報告書(別紙2)、証拠書類
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間)

(別表1) 補助対象経費

経費区分	内 容
商品の試作費用	試作材料費・試作加工費
機器購入費	商品開発に必要な機器の購入費
デザイン料	パッケージやラベルのデザイン料
容器等作成費用	容器包装等の材料費・印刷費
PR経費	PRに必要な費用